

第8回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時 平成22年3月26日(金) 午後3時30分～午後4時45分

2 場 所 大阪市役所 地下1階 第11共通会議室

3 出席者 (委 員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員
(大阪市) 森田市民局理事、山田健康福祉局理事兼生活福祉部長、山本市民局市民部長、
林市民局人権室長、山口健康福祉局高齢者施策部長
岡田教育委員会事務局総務部長 ほか
(事務局) 飯田市民局総務担当課長

4 議 題

地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況について

5 議事要旨

○資料に基づき、市側より、前回委員会において今年度中に方策を確定するとしていた3項目「高校・大学奨学金」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等に係る市有財産の有償化」を中心に、見直し結果について説明

- ・高校・大学奨学金については、前回委員会におけるご意見及び市会での議論等を踏まえ、資料3の第2案を処理方策の方向性として確定し、5月市会に条例案を提出してまいりたい。
今後は、市民にしっかりと情報提供するなど説明責任を果たすとともに、借受者に対しても丁寧に説明して理解と協力をお願いし、適切に取り組んでまいりたい。
- ・人権協会に管理委託している未利用地等44件については、資料4のとおり処理方策を確定した。
内訳は「売却」23件、「事業化または売却」15件、「駐車場暫定利用」6件である。
今後は、それぞれのスケジュールに基づき着実に作業を進めてまいりたい。
- ・共同浴場等に係る市有財産の有償化の処理方策については、資料5のとおり、有償化予定として作業を進めるものが12箇所（有償譲渡3箇所、有償貸付け9箇所）、現行の運営主体による有償化は困難なものが2箇所となった。
- ・資料1は、全体の見直し結果を総括的な形で数字化してまとめたもの、資料2はそれぞれの見直し結果の具体的な内容を記載したものである。なお、「飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助」については、法人が繰上げ償還することを認め、今年度末で補助金の整理を図ることとした。

○委員からの主な意見等は次のとおり

(高校・大学奨学金について)

- ・処理方策については第2案が妥当と考えるが、非常に難しい回収作業になると思うので、よく相手の方に説明して理解を得ながら進める必要がある。また、担当者任せにせず組織的な管理を行い、コンプライアンスを基本に、プロセスを大事にして取り組んでいただきたい。

(未利用地等の管理及び駐車場の管理運営について)

- ・44件それぞれについて処理方針が決まったことは評価できるが、売却にあたっての課題はないのか、また「事業化または売却」の内容、「駐車場暫定利用」の期間の見通しについて教えてほしい。
- ・土地がなかなか売れない状況の中だが、個々の土地について、まちづくりの観点、まちの活性化や付加価値を高めるといった観点からも知恵を出して行ってほしい。
- ・売却に出したが売れない場合に貸付けに切り替えることもあるということだが、そのことによって余計な管理業務が発生する恐れはないのか。

(共同浴場等に係る市有財産の有償化について)

- ・有償譲渡や有償貸付けの条件については、大阪市の他の事例と同じ考え方でやっていくということとでいいのか。
- ・今後の対応についても公正性と情報公開が重要である。
- ・浴場の無い地域にサービスを提供するという従来の設置趣旨は果たされたが、これからは財政負担をかけずにどのようにやっていくのかという発想が必要。

(見直し全体について)

- ・この委員会を継続して、これからの処理状況について定期的に点検していくということだが、今後、奨学金や共同浴場、未利用地等については、何をどのような基準で点検すればいいのか。
- ・本日説明のあった「高校・大学奨学金」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等に係る市有財産の有償化」を含め、見直し方針で定めた内容については全項目について見直しを完了して、所期の目的は達成されたと考えられる。
- ・この見直しの教訓を市政全般に生かしていただき、今後も適正な行政運営に努めていただきたい。また、奨学金の回収など継続して取り組んでいくものについては、市民に情報公開して厳正に取り組んでいただきたい。

○市からの主な回答は次のとおり

- ・未利用地等 44 件のうち、「売却」 23 件については、比較的商品化にあたっての問題が少ないと考えられるものである。「事業化又は売却」 15 件については補助金などの関係で国との協議が必要なものである。「駐車場暫定利用」については早期の商品化が困難と考えられるものであり、当面、1 年ぐらいのスパンで更新をしながら、商品化に向けた作業を進めてまいりたい。
- ・委員のご指摘を踏まえ、まちづくりの観点から、用途指定売却や、売却してもなかなか売れない場合は貸付けに切り替えるなど、様々な手法を検討してまいりたい。こうした不落物件の貸付けについては市全体の検討状況を見ながら、経費増につながらないような手法についても検討してまいりたい。
- ・共同浴場等の売却・有償化にあたっては、財産運用委員会の有識者会議での意見や、本市の減免制度に基づき進めており、例外的な制度をつくるということではない。その結果として利用廃止もあるということで地域にはご理解いただきたいと考えている。
- ・奨学金については今後制定する条例に基づき適切・公平・公正に進められているかどうか、共同浴場や未利用地等の処理についても、それぞれのスケジュールに基づききちんと実行されているかどうか、適宜ご報告してまいりたいと考えており、点検いただきたい。
- ・委員からのご意見、ご提言を踏まえ、今後とも適切な行政運営に取り組んでまいりたい。債権回収などについてはきちんと情報公開し、市民に説明し理解を得ながら進めてまいりたい。

6 会議資料

- (1) 資料 1 地対財特法期限後の事業等の見直しの結果(案) 平成 22 年 3 月
- (2) 資料 2 地対財特法期限後の事業等の見直し結果について(案) 平成 22 年 3 月
- (3) 資料 3 高等学校等奨学金・大学奨学金について
- (4) 資料 4 未利用地等の管理および駐車場の管理運営
(駐車場として管理運営しているものを含む未利用地等について)
- (5) 資料 5 共同浴場等に係る市有財産の有償化について

7 問い合わせ先

大阪市民政局市民部総務担当

電話 : 06-6208-7315

FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp